

取組認定者・生産者の皆さんへ

～出来秋以降の手続き～

1 計画申請時

- 農業者等は、飼料用米等を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「販売契約書」等を作成してください。
- 飼料用米等を買い受ける事業者は、買い受けた米を他の用途に転用しないことを誓約した誓約書を提出してください。
- 新規需要米を生産する農業者等は、飼料用米等の適正な出荷を行うことを誓約した誓約書を提出してください。
※ 集荷業者と出荷契約を締結する農業者の場合は、出荷契約書に誓約事項の内容を明記してください。

2 収穫～出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - 『出来秋の出荷数量』は、『当初の出荷契約数量』を出荷することが原則です。
ただし、『当初の出荷契約数量』は、作況変動による調整を行うことができます。
 - なお、区分管理での取組の場合には、『出来秋の出荷数量』は、新規需要米等を生産した『ほ場からの全収穫量』となります。
- ※ 変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。



3 保管時の留意事項

- 主食用米等、他の用途と区分して保管してください。
用途限定米穀を保管するときは、用途ごとに別棟、又は別はいで保管し、その用途を明記した「票せん」を掲示してください。



4 販売時の留意事項

- 用途限定米穀を販売する時は、包装等にその用途ごとに定められた用途を表示してください。
- 需要者の倒産や廃業でやむを得ず販売先を変更する場合や他の用途に仕向ける（主食用は不可）場合は、国に申請を行ってください。



例：飼料用米

情報提供及び問合せ先

農林水産省 北海道農政事務所 生産支援課 土地利用型農業調整グループ (TEL011-330-8807)
農林水産省 北海道農政事務所旭川地域拠点 (TEL0166-30-9303)

留意事項（詳細版）

加工用米、米粉用米、飼料用米、備蓄米等の「用途限定米穀」は、その用途にしか使用・販売することが出来ません。



保管、出荷販売時の取扱い(食糧法の遵守事項)

① 用途限定米穀は、定められた用途以外に使用してはならない。

② 用途限定米穀を保管するときは別棟又は別はいにして保管ロットごとに「はい票せん」を掲示する。
(右欄、「はい票せん」の例を参照)

③ 紙袋などの包装に用途を表示する。
(右欄、「表示方法」を参照)

※「輸出用米」、「酒造用米」、「備蓄米」についてもその用途が明確に分かる表示が必要です。

注) 上記事項を遵守しなかった場合には、罰則が適用される場合があります。

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法人の場合は、1億円以下の罰金）

◎「はい票せん」の例

用途: 加工用米

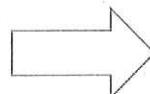
種類	年産	産地	銘柄	等級	包装	量目
水稻うるち玄米	29	北海道	ななつぼし	1等	カミ	30kg

単位: 30Kg個

年月日	摘要	受入	払出	在庫
29. 9. 20	調整	100		100
29. 9. 25	調整	60		160
29. 9. 26	調整	40		200
29. 10. 3	〇〇〇に販売		150	50

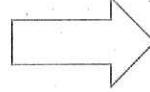
◎用途を限定した米の包装への表示方法

加工用米



加

米粉用米



粉

飼料用米



飼

・表示の大きさは、外円直径30~40ミリ、肉幅2~5ミリ、肉色は青色又は緑色

・包装、容器等の見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付、その他の方法により鮮明に表示

米トレーサビリティ法において、米を出荷・販売した場合には、記録の作成・保存が必要です。

記録事項

米の出荷・販売ごとに

①品名 ②産地（飼料用米は不要） ③数量
④年月日 ⑤取引先名 ⑥搬出場所 ⑦用途
の記録を作成し、3年間保存が必要です。

（JA等の集出荷団体へ出荷・販売する場合は、JA等が発行する荷受明細、販売伝票、利用明細等で代えることができます。）

（注）伝票等、記録を作成・保存していなかった場合には、罰則が適用されます。（50万円以下の罰金）

荷 受 伝 票						
加工用米						
コード	年月日	産地	種類	品種	包装	数量
1234567						30Kg個
生産者	OO太郎					
コード	年月日	産地	種類	品種	包装	数量
100	29.10.20	北海道	水稻うるち	ななつぼし	カミ	50
200	29.10.20	北海道	水稻うるち	ななつぼし	カミ	50

上記荷受けました。

OO商事

「用途限定米穀」の出来秋の出荷数量は、 次のとおりとなります。



区分管理方式

主食用米と明確に区分し、特定されたほ場で生産された全収穫量を出荷する必要があります。

※ 不作等により契約数量を満たせない場合であっても、他のほ場で生産された米穀を追加して収穫量とすることはできません。

一括管理方式

当初の出荷契約数量を出来秋の出荷数量とすることを基本としますが、作柄変動等が生じた場合には、当初の出荷数量を変更するかどうかの判断が可能で、その際の変更方法は以下の①～③のとおりです。

①作柄変動が生じた場合(※1)の変更

$$\text{出来秋の出荷数量} = \frac{\text{作柄表示地帯別の単収}}{\text{作柄表示地帯別の平年単収}} \times \text{当初の出荷契約数量}$$

(※1) 上記の計算式に基づき算出した数量と、当初の出荷契約数量及び販売契約数量との間の任意の数量として調整できる。

②主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合(※2)の調整

$$\text{出来秋の出荷数量} = \frac{\text{実単収} (= \text{全収穫量} / \text{全作付面積})}{\text{配分単収}} \times \text{当初の出荷契約数量}$$

(※2) 共同乾燥施設を利用しているなど全収穫量を客観的かつ適正に把握できる場合。
全収穫量が確認できる書類の提出が必要。

③自然災害等により減収した場合(※3)の調整

$$\text{出来秋の出荷数量} = \frac{\text{飼料用米等の作付面積}}{\text{主食用米も含めた水稻の全作付面積}} \times \text{減収量} \times \text{当初の出荷契約数量}$$

(※3) 農作物共済の損害高等により、客観的に減収量が確認できる場合に限る。



水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量払いの交付を受ける場合は、農産物検査を受検する必要があります。

(※交付申請において、検査結果通知書等の提出が必要となる場合がありますので保管をお願いします。)

12月20日までに地域農業再生協議会及び北海道農政事務所へ
生産出荷数量の報告(4-13号)が必要です！！

飼料用米等を生産する農業者や、
集荷・販売等を行う皆さんへ！

飼料用米等は適正に流通してください！

定められた用途に販売



飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通してください。

こんな行為は違反です！



- 飼料用米等として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、



不適正な流通等が確認された場合には、交付金の返還となり、それが悪質と判断された場合は、

- 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
- 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
- その名称及び違反事実を公表する

などの措置が講じられることがあります。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。